

# ウォーターPPPとは？ 概要について

令和7年11月

埼玉県蓮田市

# ウォーターPPPの概要～官民連携事業（PPP）とは～

官民連携事業（PPP）：官民が連携して公共サービスを提供すること

ウォーターPPP：水道・下水道事業におけるPPPの手法の一つ

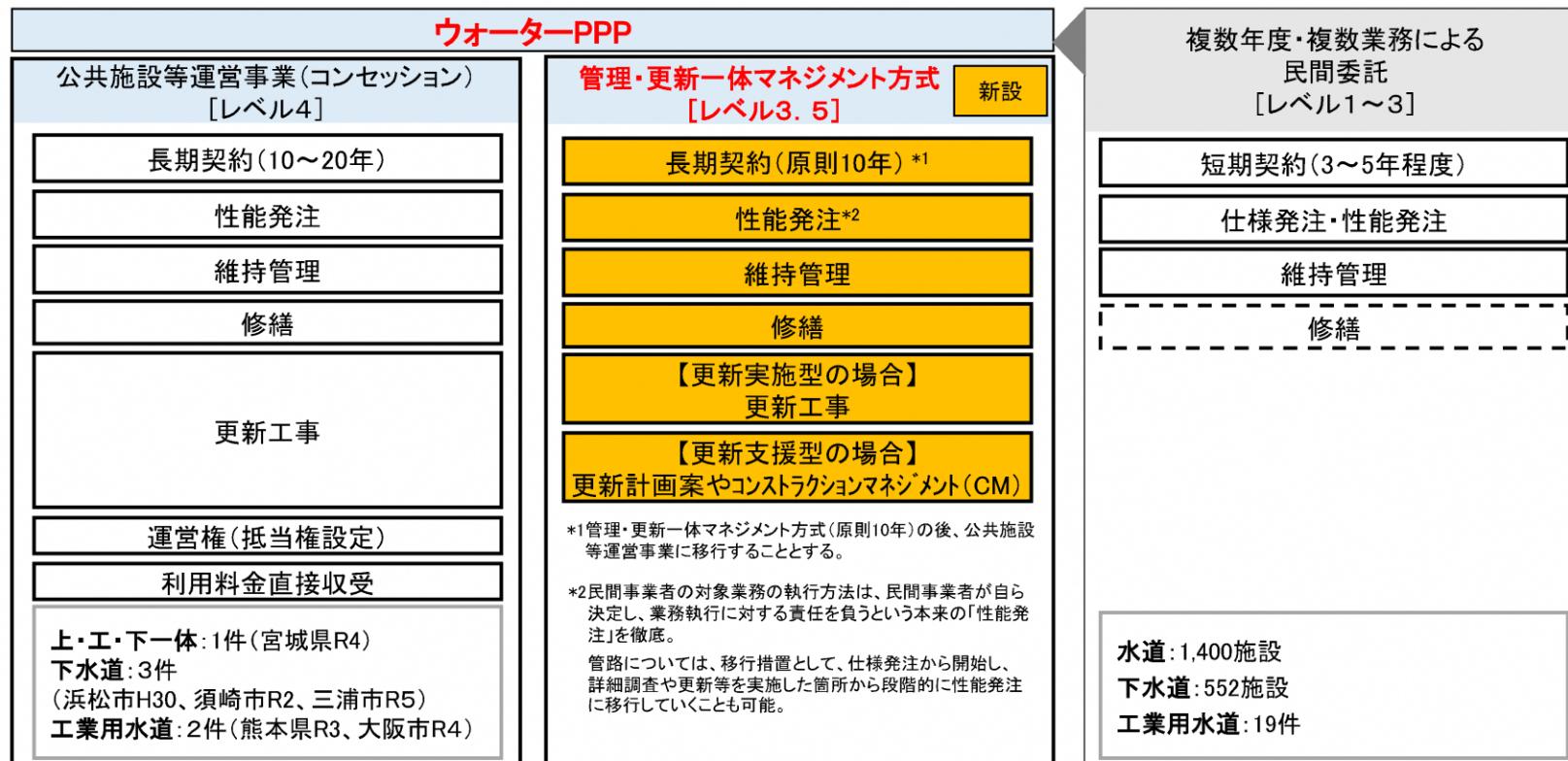
国から提示された新しい仕組み（2023年6月に国が提示）



# ウォーターPPPの概要～レベル4とレベル3.5～

## (参考)新たな官民連携方式「ウォーターPPP」

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。
- [管理・更新一体マネジメント方式の要件]
  - ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
- 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- 地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。
- 関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

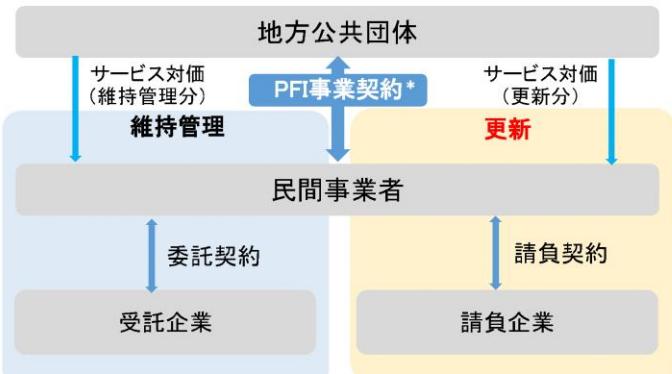
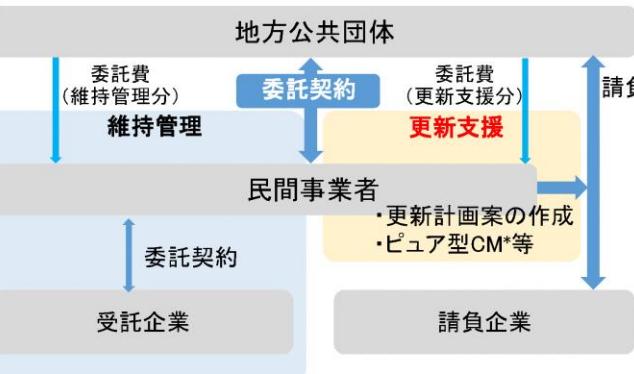
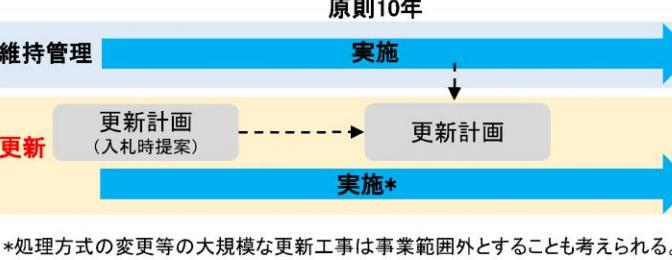
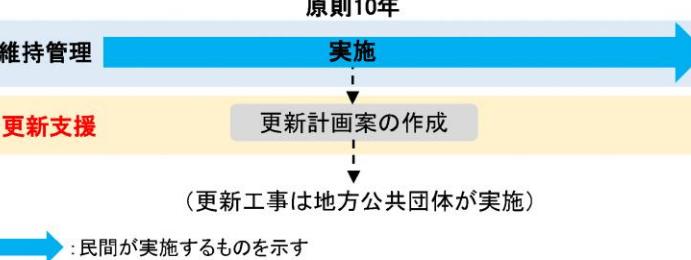


# ウォーターPPPの概要～更新実施型と更新支援型～

## 更新実施型と更新支援型のスキーム

### ③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

類型	更新実施型	更新支援型
契約関係(例)	 <p>地方公共団体</p> <p>PFI事業契約*</p> <p>維持管理</p> <p>更新</p> <p>民間事業者</p> <p>受託企業</p> <p>請負企業</p> <p>サービス対価(維持管理分)</p> <p>サービス対価(更新分)</p> <p>委託契約</p> <p>請負契約</p> <p>* PFI事業契約を原則とする</p>	 <p>地方公共団体</p> <p>委託費(維持管理分)</p> <p>維持管理</p> <p>更新支援</p> <p>民間事業者</p> <p>受託企業</p> <p>請負企業</p> <p>委託契約</p> <p>請負契約</p> <p>更新計画案の作成</p> <p>・ピュア型CM*等</p> <p>*「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照</p>
事業フロー(例)	 <p>原則10年</p> <p>維持管理 実施</p> <p>更新計画(入札時提案) → 更新計画</p> <p>実施*</p> <p>*処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。</p>	 <p>原則10年</p> <p>維持管理 実施</p> <p>更新支援</p> <p>更新計画案の作成</p> <p>(更新工事は地方公共団体が実施)</p> <p>→ : 民間が実施するものを示す</p>
特長	<p>○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。</p>	<p>○発注に係る技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。</p>

# ウォーターPPPの概要～レベル3.5の4要件～

## 管理・更新一体マネジメント方式の要件

### ①長期契約

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

### ②性能発注

- 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。  
(性能規定の例)・処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること  
・管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

### ③維持管理と更新の一体マネジメント

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

### ④プロフィットシェア

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア<sup>①</sup>の例)

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする<sup>②</sup>。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	プロフィットシェア	官	民
①	2縮減		2		1	1
②		2縮減	2		1	1

\*1:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

\*2:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。」

# ウォーターPPPの概要～なぜ、今W-PPPなのか～

## 本市における主な状況

- 職員数の減少と高齢化が懸念されます。今後、専門性の高い業務の実施や、**専門技術の継承・担保が困難となる恐れ**があります。
- 今後急増する老朽化施設に対して、**適切な時期に改築更新を実施**していく必要があります。加えて、**道路陥没等の重大事故や住民からの苦情への適切な対応**が求められます。
- 維持管理及び改築更新に要する費用は、今後も増加し続けると想定されるため、**下水道経営の更なる健全性**を目指す必要があります。
- 令和9年度以降、ウォーターPPPを導入していない場合、汚水管の改築（計画、調査、設計を含む）に関して、**国からの交付金が充当されなくなります**。このことにより、財源が不足し、**実施できる改築事業量が減少することが懸念**されます。

→ウォーターPPP導入に向けて、**官民双方がwin-winとなるような事業スキームを目指す**ため、皆様の意見をいただき、今後の検討の参考とさせていただきたいです。

# 蓮田市下水道事業ウォーターPPPの事業範囲（案）

- 本市では、ウォーターPPP（レベル3.5）の4要件について、**契約期間**を、原則どおりに**10年間**とする方針です。【要件①長期契約】

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年**とする。
- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定される例外は次の通り
  - 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整  
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
  - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
  - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
  - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、本ガイドライン実施編第2章を参照されたい。）

# 蓮田市下水道事業ウォーターPPPの事業範囲（案）

- 本市では、ウォーターPPP（レベル3.5）の4要件について、**発注方式**を、原則どおりに**性能発注**とする方針です。ただし、管路施設は仕様発注から段階的に性能発注へ移行する可能性があります。【要件②性能発注】

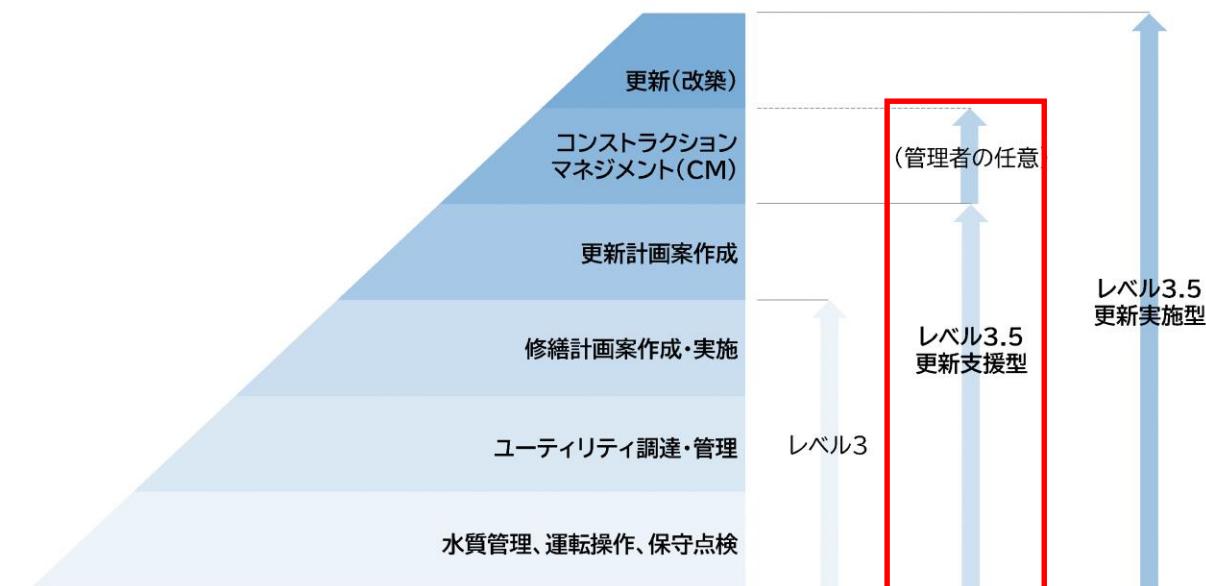
- **性能発注を原則とする。**
- ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
- 性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の發揮」が実現しやすくなるとされる
- また、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担（役割、責任、費用、損害分担等）が重要である
- 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能 ※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
- 性能規定の例は、次の通り。
  - 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
  - 管路施設：人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検（下水道法施行令第5条の12）を実施すること

## 4. 蓮田市下水道事業ウォーターPPPの事業範囲（案）

- 本市では、ウォーターPPP（レベル3.5）の4要件について、**維持管理と更新の一体マネジメント**は、今後の検討により、「**更新支援型**」あるいは「**更新実施型**」を適用します。現時点では、「**更新支援型**」の方が有力と考えております。【要件③維持管理と更新の一体マネジメント】

- 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨を踏まえ、レベル3までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」  
※コンストラクションマネジメント(ピュア型CM方式)まで含むか否かは管理者の任意
- さらに、改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」
- レベル3.5においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待
- 「更新支援型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)以外の業務を一括で受託者に委ねることができる
- 「更新実施型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)を含めて一括で受託者民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい

図表 2-2 更新実施型と更新支援型のイメージ



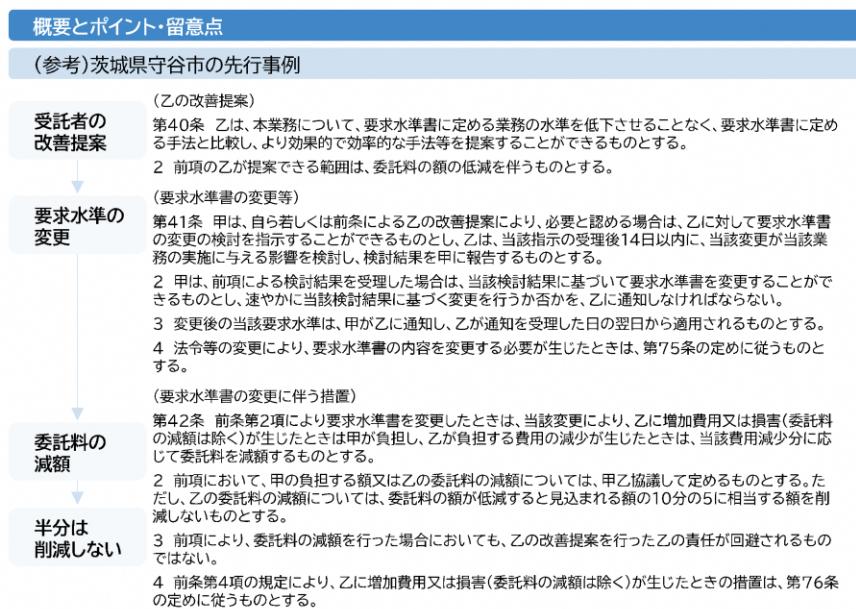
# 蓮田市下水道事業ウォーターPPPの事業範囲（案）

- 本市では、ウォーターPPP（レベル3.5）の4要件について、**プロフィットシェア**は、**仕組みを導入**する方針です。仕組みの詳細は、今後、ガイドライン改定状況やマーケットサウンディングの結果を踏まえて検討しています。【要件④プロフィットシェア】

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため**プロフィットシェアの仕組みを導入する**ことが必要。

- 「プロフィット」とは「費用縮減分」をいい、「シェア」は、費用縮減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用縮減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用縮減分は受託者に帰属

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)



出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)